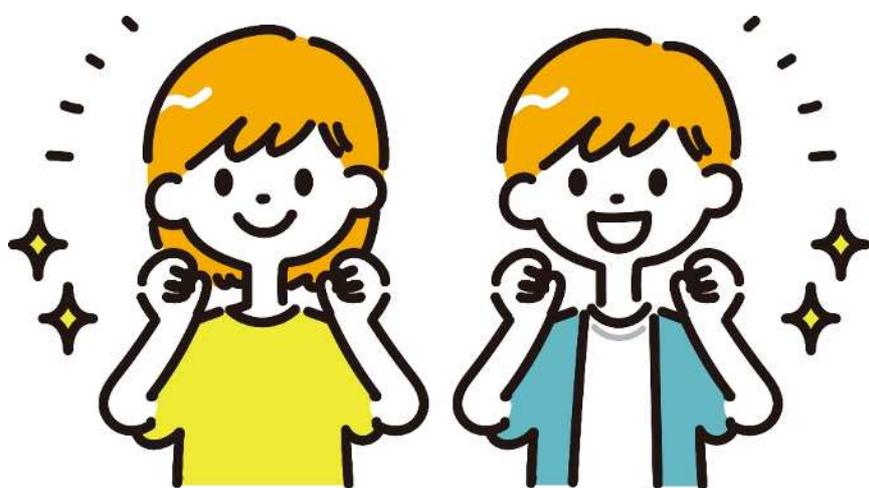


東松山市の市営住宅に住みながら 地域活性化のお手伝いをしてくださる 学生さんを募集します！



3DK／20,500円

自治会活動に参加・地域貢献

大学まで自転車約 11 分

東松山駅まで自転車約 4 分

申込期間

令和 7 年 12 月 1 日(月)～令和 8 年 1 月 9 日(金)

※空きがある場合は、1 月 9 日以降も受け付けます。

入居開始日

令和 8 年 3 月 1 日(日)から入居が可能です。

【申込み・問い合わせ先】

東松山市 住宅建築課 住宅グループ

〒355-8601 埼玉県東松山市松葉町 1-1-58

TEL0493-21-1464

✉kaiken@city.higashimatsuyama.lg.jp

市営住宅目的外使用入居募集案内

I. 募集の趣旨

東松山市の市営住宅では、入居者の高齢化や入居率の低下により空き住戸が増えてきたことで、地域コミュニティの活性化が課題となっています。

このような課題解決に向けて、自治会活動に参加していただける学生を対象に、市営住宅の空き住戸を活用した入居制度を開始しました。

II. 入居資格

- (1)武蔵丘短期大学に在籍する学生であること（入学予定者を含みます。）
- (2)自治会に加入し清掃等の自治会活動に参加することができること
- (3)単身で入居できること（ルームシェアはできません。）
- (4)連帯保証人を選任できること
- (5)暴力団員ではないこと

III. 募集概要

- ◆募集戸数 2戸（若松町住宅1号棟 501号室、502号室）

- ◆申込方法 (1)提出書類：東松山市営住宅目的外使用申込書（別紙）
新入生は、合格通知書の写し
在學生は、在籍を証明する書類の写し
(2)提出先：東松山市役所 都市計画部 住宅建築課
〒355-8601
埼玉県東松山市松葉町1-1-58
(3)提出方法：持参または郵送
(4)提出期間：令和7年12月1日（水）～令和8年1月9日（金）
※空きがある場合は、1月9日以降も受け付けます。

- ◆選考方法 申込多数の場合は抽選

- ◆入居手続 (1)提出書類：東松山市目的外使用許可申請書
請書（連帯保証人と連署したもの）
住民票（入居者及び連帯保証人）
印鑑証明書（連帯保証人）
収入を証する書類（連帯保証人）
誓約書
(2)提出期限：令和8年2月20日（金）

- ◆入居開始 令和8年3月1日（日）から

IV. 申込から入居までの流れ

- R7/12/1~
R8/1/9 学生から ⇨ 市役所へ 申込書を提出
- 1/10~16 市役所から ⇨ 学生へ 申込書の審査結果を通知
申込3件以上の場合は、抽選を実施し、結果を通知
- 1/17~30 市役所から ⇨ 学生へ 入居手続書類の提出を依頼
- ~2/20 学生から ⇨ 市役所へ 入居手続書類を提出
- 2/24~27 市役所から ⇨ 学生へ 入居説明と鍵の引き渡し
- 3/1~ 入居開始

※担当課は住宅建築課です。

V. 物件概要

- ◆対象住宅 若松町住宅1号棟（東松山市若松町一丁目8番1号）
- ◆築年数 41年（昭和59年竣工）
- ◆募集戸数 2戸（5階3DKの部屋です。）
- ◆敷金 不要
- ◆家賃 20,500円/月（毎年度見直しを行います。）
- ◆共益費 1,500円/月（自治会が見直しを行う場合があります。）
- ◆設備 (1)市が設置済 浴槽、台所（ガスコンロなし）、網戸等
(2)入居者が準備 エアコン、TV、冷蔵庫、洗濯機、照明器具
ガスコンロ、カーテン、インターネット環境など



二次元コードから360度画像を見ることができます。
画像は入居することとなる部屋ではありませんが、作りは同様です。



◆案内図



VI. 入居期間

入居期間は入居日から1年間ですが、更新手続きを行うことで大学を卒業するまで引き続き入居が可能です。

VII. 申込にあたっての注意

- (1)入居資格に関する基準日は、申込日時点とします。
- (2)次のような場合、申込は無効とします。
 - ・入居資格がないとき。また、申込から入居までに入居資格を喪失したとき。
 - ・申込書類に虚偽の記載があったとき。
 - ・入居手続きに必要な書類を期限までに提出しないとき。
- (3)申込書類などの書類は一切返却できません。
- (4)申込書類などに不備等がある場合は、電話により確認させていただくことがありますので、申込書類の電話欄には、必ず連絡が取れる電話番号を記入してください。

VIII. 入居にあたっての注意

- (1)家賃は、入居者の銀行口座等からの引き落とし、若しくは納付書にて納付していただきます。
- (2)自治会費、共益費は入居者負担となります。(自治会が徴収します。)
- (3)駐車場はありませんので入居者の方で確保してください。
- (4)自転車などは、定められた場所に整理して置いてください。
- (5)住宅を第三者に転貸し、又はその使用权を譲渡してはいけません。
- (6)入居者の故意又は過失により生じた修繕費用は入居者負担となります。
- (7)エレベーターはありません。